

岐阜県公報

第二千六百十号

平成二十六年十二月二十六日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県農林関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(農政課) 八〇二^{ページ}

告示

有害興行の指定

(私学振興・青少年課) 八〇二

宮・庄川地域森林計画の樹立

(林政課) 八〇二

木曾川地域森林計画の変更

(同) 八〇二

揖斐川地域森林計画の変更

(同) 八〇二

長良川地域森林計画の変更

(同) 八〇三

飛驒川地域森林計画の変更

(同) 八〇三

道路の区域変更

(道路維持課) 八〇三

道路の供用開始

(同) 八〇三

土砂災害特別警戒区域の指定解除

(砂防課) 八〇四

土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除

(同) 八〇四

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一部改正

(出納管理課) 八〇四

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

(選挙管理委員会) 八〇五

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 八〇六

政治団体の異動事項の公表

(同) 八〇七

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 八〇七

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 八〇七

農用地利用配分計画の認可

(農業経営課) 八〇八

農地中間管理機構の事業規程の承認

(農村振興課) 八〇九

関都市計画の図書の縦覧

(都市政策課) 八〇九

規則

岐阜県農林関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十六年十二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五百三三号

岐阜県農林関係手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県農林関係手数料徴収条例施行規則（平成二十一年岐阜県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。
第二条中「次に掲げるとおり」を「条例別表十九の表に規定する手数料のうち、同表備考の規定により加算する額」に改め、同表各号を削る。

附則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第七百一十一号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十六年十二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	発行者	配給会社名
映画	痴漢電車 悶絶！ 裏切りじり	オーピー映画	オーピー映画

淫乱巨乳妻の白日夢	オーピー映画
肉体懺悔 美人修道女の秘密	新日本映画
四十路熱女 性処理はヒミツ	オーピー映画
性の迷選行 夜につがう人妻	新日本映画
絶倫エロ作家 濡れ悶える愛人たち	新東宝映画
妻のタリオ (原題) SCARLET INNOCENCE	CJ Entertainment Japan (韓国)

2 指定年月日

平成26年12月26日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第七百一十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により宮・庄川森林計画区の地域森林計画を樹立したので、同法第六条第七項の規定により告示する。

平成二十六年十二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第七百一十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により木曾川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により告示する。

平成二十六年十二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第七百一十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により揖斐川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により告示する。

平成二十六年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第七百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により長良川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により告示する。

平成二十六年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第七百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により飛騨川森林計画区の地域森林計画を変更したので、同法第六条第七項の規定により告示する。

平成二十六年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第七百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十二月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
		不破郡垂井町宮代字堤三〇二一番一地从先から	前	一〇・〇 一五・〇	六・五	

県道 養老線

同郡同町東神田三丁目一六三番地先まで

後

二・〇
一五・〇

六・五

岐阜県告示第七百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十二月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	川御邊線	加茂郡川辺町下飯田字天神下二九二番三地从先から同郡同町同字茶屋前一五〇番地先まで	前 A 後 B	七・三 九・五 一七・一	一三・二 一三・二 一五・八	A B 及び関係図面に示す敷地の区分をい

岐阜県告示第七百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年十二月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延(ル)メート長	供用開始の期日	備(区域)考(決定)又は(変更)の(告示)年月日(ほか)
中元川線	揖斐郡大野町大字寺内字村ノ内一四二番一地从先から一四七番三地从先まで	同 郡同 町大字同 字同	九〇〇	平成二六・三・二六	平成三〇・三・一六

岐阜県告示第七百二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定(平成二十三年岐阜県告示第二百六十三号)のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作(用)すると想定(される)衝撃に(関)する事項	区域の表示及び土砂災害の発生(原因)となる自然(現象)の種類
馬ヶ瀬谷	海津市南濃町松山	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務所及び海津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七百二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定(平成二十四年岐阜県告示第六百八号)のうち次の区域の一部について指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作(用)すると想定(される)衝撃に(関)する事項	土砂災害の発生(原因)となる自然(現象)の種類
手向2	恵那市山岡町上手向	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県恵那土木事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七百二十二号

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示(平成十五年岐阜県告示第二百六十八号)の一部を次のように改正し、平成二十七年一月五日から適用する。

平成二十六年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一中「恵那市職員互助会」を「恵那市職員互助会」に改める。
多治見市

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第百二二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十六年十二月二十六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 塚 保 幸

- 1 平成26年12月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 1,671,974人
- 2 総数の50分の1の数 33,440人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 308,997人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	333,680	111,227
大垣市	145,209	48,403
高山市	75,648	25,216

多治見市	93,067	31,023
関市	73,159	24,387
丹波川市	66,291	22,097
機濃市	18,315	6,105
瑞浪市	31,659	10,553
羽島市	54,443	18,148
恵那市	43,602	14,534
美濃加茂市	40,703	13,568
土岐市	49,063	16,355
各務原市	118,159	39,387
可児市	93,109	31,037
山県市	23,544	7,848
瑞穂市	40,254	13,418
飛騨市	21,682	7,228
本巣市	42,249	14,083
郡上市	36,680	12,227
下呂市	29,110	9,704
海津市	30,423	10,141
羽島郡	37,231	12,411
養老郡	25,442	8,481
不破郡	28,840	9,614

安八郡	19,622	6,541
揖斐郡	57,457	19,153
加茂郡	43,333	14,445

団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のように指定する。

平成二十六年十二月二十六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

岐阜県選挙管理委員会北小田郡小田町

岐阜選挙区出立会（届出二十三出立会議員六百十四名）第六選挙区一の選挙区として、岐阜

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
みんなの党岐阜県瑞浪市議会第1支部	辻正之	辻又三子	瑞浪市北小田町2 225	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
おせきあつしを育てる会	小川剛	佐々木信子	土岐市肥田町肥田287 370
柏慶夫交流倶楽部	北島幸男	細川 遼	不破郡垂井町東神田3 89
風の歌を聴く会	稲川憲司	稲川憲司	大垣市平町527
日本共産党はらなほこ後援会	宇野進	原伸代	岐阜市千石町1 12
野口よしひろを育てる会	野口佳宏	野口佳宏	羽島市正木町森4 21 4
森益基後援会	森奈津子	吉村和夫	中津川市坂下4380

岐阜県選挙管理委員会告示第百四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十六年十二月二十六日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党羽島市支部	会計責任者	森 正 智	小 島 勝 美
民主党岐阜県第4区総支部	名 称	民主党岐阜県第4区総支部	民主党岐阜県第4区総支部
鈴木いさお後援会	主たる事務所の所在地	美濃加茂市太田本町2-8-18	美濃加茂市太田町42-15
藤川たかお後援会	代 表 者	小 川 吉 章	嶋 飼 英 治
山口まさひろ後援会	代 表 者	山 口 正 博	曾 我 信 司
山田栄後援会	会 計 責 任 者	山 口 紀 代 香	杉 本 隆 洋
	代 表 者	中 村 洋 一	佐 光 辰 己
	会 計 責 任 者	山 田 まゆみ	山 田 米 哲
悠國會	主たる事務所の所在地	各務原市川島町3-57	羽島郡岐南町徳田3-75-1

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年十一月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜空地・空家管理センター
- 三 代 表 者 の 氏 名 水野 元且
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市加納神明町六丁目六番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、地域住民の協力の下に地域に存在する空地・空家等に関する情報の収集、提供及び維持管理に関する事業を行い、誰もが安全安心に暮らせる地域に貢献すること、広く公益に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年十一月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人生活サポート・助け足ネット
- 三 代 表 者 の 氏 名 河村 彰英
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市北山一丁目一三番一八号

五 定款に記載された目的 この法人は、広く生活の助け合いが必要な高齢者等に
 対して、日常生活援助と送迎に関する事業を行い、生活
 自立及び社会参加活動を重視して、地域社会に於いて健
 やかに楽しく暮らせる生活と福祉の向上に寄与すること
 を目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非
 営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項
 の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年十二月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人結いネット
- 三 代表者の氏名 辻 哲夫
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県飛騨市古川町式之町二番十三号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、飛騨地域の自然と共生する環境に関心を
 持つ全ての人に対して、地域の自然や文化への理解を深
 め、次世代に繋がる自然環境を健全に守り育てるための
 情報の作成、分析、発信し、県内外の人や組織と情報の
 交換をして交流を図ると共に、環境振興活動を高め、地
 域の資源の活用・開発・販売支援を行う。また、エコツー
 リズムの推進等、観光や雇用、福祉や文化・教育課題に
 よるまちづくり事業を通して、活力ある魅力的な地域社
 会づくりと、環境保全に寄与することを目的とする。

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項
 の規定により農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり

公示する。

平成二十六年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

農用地利用配分計画の概要

市町村	農用地利用配分計画の 番号	賃借権の設定等を受ける土地
岐阜市	平成二十六年度第一号	岐阜市中西郷三丁目一番一他四筆
関市	同	関市西神野字八神下七〇五番他二六五筆
中津川市	同	中津川市苗木字大牧六四〇六他三六二筆
羽島市	同	羽島市下中町市之枝一丁目五五番他三〇 四筆
美濃加茂市	同	美濃加茂市山之上町字井屋二四四四番他 六筆
可児市	同	可児市二野字六反田一六一三番一他五筆
本巣市	同	本巣市曾井中島字向野二九三番一他二二 九七筆
海津市	同	海津市海津町江東字一の割六二番一他一 五四七筆
養老町	同	養老郡養老町室原字新宮三一九一番他三 九七筆
神戸町	同	安八郡神戸町大字末守字大明神八四〇番 他八四筆
揖斐川町	同	揖斐郡揖斐川町房島字中島道下一五五八 番他三六筆
大野町	同	揖斐郡大野町大字下方字中之町一一八番 他一四筆
池田町	同	揖斐郡池田町萩原字観音堂一三一五番一 他七三筆

坂祝町	同	加茂郡坂祝町大針字洞口三五番一他六筆
高加町	同	加茂郡高加町加治田字木船三六四一番一他二二五筆
白川町	同	加茂郡白川町中川字野頭三〇六番一他八九筆
御嵩町	同	可児郡御嵩町伏見字西柿外戸一七六七番二他一一一筆

二 認可年月日

平成二十六年十二月二十六日

農地中間管理機構の事業規程の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により、農地中間管理機構の事業規程を承認したので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 農地中間管理機構の名称

一般社団法人岐阜県農畜産公社

二 事業の種類

- 1 農地売買等事業（法第七条第一号に規定する事業をいう。）
 - 2 農地売渡信託等事業（法第七条第二号に規定する事業をいう。）
 - 3 農業生産法人出資育成事業（法第七条第三号に規定する事業をいう。）
 - 4 研修等事業（法第七条第四号に規定する事業をいう。）
- 三 事業規程の承認日
平成二十六年十二月一日

関都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同

法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

関都市計画下水道

関市公共下水道

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び関市水道部下水道課

